

奈良市公報

第 2 2 4 号

平成19年 9 月 1 日印刷発行
発行所 奈 良 市 役 所
発行人 奈 良 市 長
編集人 文 書 法 制 課 長
印刷所 関西印刷株式会社

目 次

規 則

○奈良市保健所長事務委任規則の一部を改正する規則…	1
○一般競争入札の実施……………	2
○公共下水道の供用及び下水の処理の開始……………	3
○障害者自立支援法の規定による自立支援医療機関の指定……………	4
○生活保護法の規定による指定医療機関からの事業の廃止の届出……………	4
○生活保護法の規定による医療機関の指定……………	4
○奈良市社会福祉法人等による障害福祉サービス等利用者負担額軽減事業実施要綱を廃止する告示……………	4
○市営・コミュニティ住宅空家入居者の募集……………	5
○新設の事業計画のある道路の指定……………	5
○開発行為に関する工事の完了……………	5
○放置自転車等の保管……………	5
○住居番号の設定……………	6
○生活保護法の規定による施術者の指定……………	6
○放置自転車等の保管……………	6
○開発行為に関する工事の完了……………	6
○放置自転車等の保管……………	6
○生活保護法の規定による指定介護機関からの事業の休止の届出……………	6
○生活保護法の規定による指定介護機関からの事業の廃止の届出……………	7
○生活保護法の規定による介護扶助機関の指定……………	7
○放置自転車等の保管……………	8
○平成19年度国民健康保険料決定通知書の公示送達…………	8
○開発行為に関する工事の完了……………	8
○道路の位置指定……………	9
○開発行為に関する工事の完了……………	9
○放置自転車等の保管……………	9
○放置自転車等の処分……………	9
○予防接種の実施の一部改正……………	9
○開発行為に関する工事の完了……………	9
○放置自転車等の保管……………	10

訓 令 甲

○奈良市事務専決規程の一部を改正する訓令……………	10
---------------------------	----

監 査

○監査の結果に基づき措置を講じた旨の通知……………	10
---------------------------	----

公 営 企 業

○一般競争入札の実施……………	10
○奈良市水道局指定給水装置工事業業者の指定……………	11

選挙管理委員会

○選挙人名簿に登録する者の氏名等を記載した書面の縦覧……………	12
○在外選挙人名簿に登録した者の氏名等を記載した書面の縦覧……………	12

農 業 委 員 会

○農政部会の招集……………	12
○農地部会の招集……………	12

規 則

奈良市保健所長事務委任規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成19年 8 月 8 日

奈良市長 藤 原 昭

奈良市規則第72号

奈良市保健所長事務委任規則の一部を改正する規則
奈良市保健所長事務委任規則（平成14年奈良市規則第58号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項第6号ク中「27の項」を「26の項」に改め、同項第7号ケ中「第72条の3」を「第72条の4」に改め、同項第14号中「14の項」を「13の項」に改め、同項第15号中「24の項」を「23の項」に改め、同項第16号中「26の項」を「25の項」に改め、同項第17号中「28の項」を「27の項」に改め、同項第18号中「29の項」を「28の項」に改め、同項第19号中「30の項」を「29の項」に改め、同項第29号サ中「25の項」を「24の項」に改め、同項第30号キ中「21の項」を「20の項」に改め、同項第36号中「35の項」を「34の項」に改め、同項第37号を削り、同項第38号ア中「第12条第1項」の次に「及び第4項」を加え、同号中ホをミとし、ヘをミとし、フをマとし、同号ヒ中「第4項」を「第7項」に改め、「決定」の次に「、説明及び意見陳述の機会の付与」を加え、同号中ヒをホとし、ハをへとし、同号ノ中「第37条第1項」の次に「及び第37条の2第1項」を加え、「入院患者の」を削り、同号中ノをヒとし、ヒの次に次のように加える。

フ 法第43条第1項の規定による結核指定医療機関からの報告の徴収及び検査に関すること。

第2条第1項第38号中ネをハとし、スからヌまでをソからノまでとし、シをスとし、スの次に次のように加える。

セ 法第24条の2第1項の規定による苦情の申出の受理及び同条第3項の規定による通知に関すること

(これらの規定を法第49条の2において準用する場合を含む。)

第2条第1項第38号中サをシとし、コを削り、同号ケ中「並びに同条第4項」を「、同条第4項」に改め、「決定」の次に「並びに同条第6項の規定による説明及び意見陳述の機会の付与」を加え、同号中ケをサとし、同号ク中「並びに同条第2項及び第4項」を「、同条第2項の規定による説明並びに同条第3項及び第5項」に改め、同号中クをコとし、キの次に次のように加える。

ク 法第18条第5項、第19条第7項(法第26条において準用する場合を含む。)、第20条第5項(法第26条において準用する場合を含む。)及び第37条の2第3項の規定による感染症診査協議会の意見聴取に関すること。

ケ 法第18条第6項の規定による感染症診査協議会への報告に関すること。

第2条第1項第38号に次のように加える。

メ 法第53条の7の規定による健康診断実施者からの通報及び報告の受理に関すること。

モ 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律施行規則(平成10年厚生省令第99号。以下この号において「省令」という。)第20条の3第3項の規定による患者票の交付及び同条第6項の規定による患者票の返納の受理に関すること。

ヤ 省令第20条の3第5項の規定による医療を受ける病院及び診療所の変更の届出の受理に関すること。

第2条第1項中第38号を第37号とし、第39号から第41号までを1号ずつ繰り上げる。

附 則

この規則は、公布の日から施行し、この規則による改正後の奈良市保健所長事務委任規則の規定は、平成19年4月1日から適用する。

(平成19年8月8日揭示済)

告 示

奈良市告示第425号

次のとおり一般競争入札に付しますので、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の6第1項及び奈良市契約規則(昭和40年奈良市規則第43号)第2条の規定により公告します。

平成19年8月1日

奈良市長 藤 原 昭

1 入札に付する事項

西大寺近隣公園整備工事(補助・単独)ほか9件(各工事の工事名、工事場所、工期、工事概要、予定価格及び最低制限基準価格は別表のとおり)

2 入札に参加する者に必要な資格に関する事項 (通常の単体での参加者に必要な資格)

- (1) 平成19年度において本市が発注する建設工事の請負契約に係る一般競争入札参加資格者であること。

- (2) 本市に本店を有し、別表の参加資格に掲げる業種の許可を取得している建設業者であること。

- (3) 工事ごとに別表の参加資格に掲げる等級及び区分(奈良市建設工事入札参加者等審査会事務要領による。)又は建設業法(昭和24年法律第100号)の規定による経営事項審査(以下「経審」という。)の総合評定値に該当する者であること。

- (4) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しない者であること。

- (5) 本市の指名停止措置要領に基づく指名停止期間中ではないこと。

ただし、官公需適格組合とその組合員とは、同一の入札において同時に入札参加資格者となることができない。(特定建設工事共同企業体での参加者に必要な資格)

2社または3社による特定建設工事共同企業体(市内に本店を有する建設業者で構成されるものに限る。)で、その各構成員の平成18年度における土木工事の工事完成高の合計金額が参加しようとする工事の予定価格(税込み)以上であること。また、その各構成員が次の各号に定める基準をすべて満たすものであること。

- (1) 平成19年度において本市が発注する建設工事の請負契約に係る一般競争入札参加資格者であること。

- (2) 本市における競争入札参加資格土木一式工事の等級がBに格付されていること。

- (3) 当該工事の専任の一級土木施工監理技術者を配置できること。

- (4) 構成員の出資比率の最低限度は、均等割の10分の6とし、その代表者の出資比率は、構成員中最大であること。

- (5) 平成19年8月1日から平成19年8月6日まで(奈良市の休日を定める条例に規定する市の休日を除く。)の制限付一般競争入札参加申請を終えていること。

- (6) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しない者であること。

- (7) 本市の指名停止措置要領に基づく指名停止期間中ではないこと。

3 設計図書等を示す日時及び場所

(1) 日時

告示日から各工事の入札日前日まで(奈良市の休日を定める条例(平成元年奈良市条例第3号)に規定する市の休日を除く。)の午前9時から午後4時まで(正午から午後1時までを除く。)

(2) 場所

告示日から平成19年8月6日までは入札控室、同月7日以降は監理課窓口

4 入札の場所

奈良市役所入札室

5 入札の日時

別表のとおり

6 入札保証金に関する事項

入札に際しては、奈良市契約規則第4条に定める所定

の入札保証金を納めなければならない。ただし、同条第2項第2号に該当する場合は、これを免除します。

7 郵便入札に関する事項

- (1) 入札書の郵送方法 一般書留、簡易書留又は配達記録郵便
- (2) 入札書の到達期限 承認書記載のとおり
- (3) 入札書の送付先 奈良市役所内郵便局留
- (4) 郵便入札の無効

ア 入札に参加する資格のない者のした入札

イ 入札保証金を必要とする場合において、入札保証金を納付したことを確認できる書類の同封がされていない入札

ウ 同一の入札参加者が2通以上の入札書を提出した入札

エ 入札書に記名押印のない入札

オ 入札金額を訂正した入札

カ 入札書に工事件名のない、又は間違いのある入札

キ 入札金額その他重要事項の記載が不明確な入札

ク 直接総務部監理課に持参するなど郵便入札の方法によらない入札書、期限までに到達しなかった入札書又は必要書類が同封されていない入札書

ケ その他市長の定める入札条件に違反した入札

8 入札参加申請

(通常の単体での参加者)

入札参加を申請する者は、告示日から平成19年8月6日まで（奈良市の休日を定める条例に規定する市の休日を除く。）の午前9時から午後5時まで（正午から午後1時までを除く。）に、制限付一般競争入札参加申請書を監理課（場合によっては閲覧室）に持参してください。（特定建設工事共同企業体での参加者）

- (1) 入札参加を申請する者は、次に掲げる書類を提出してください。

ア 特定建設工事共同企業体入札参加申請書

イ 特定建設工事共同企業体協定書（共同連帯施工型）

ウ 委任状

エ 専任の一級土木施工監理技術者の資格を証するものの写し（各構成員）

オ 平成18年度の公共工事における1社1工事の完成工事高証明書又は、契約書の原本（契約書については監理課で確認後返還する。）

(2) 入札参加申請方法

特定建設工事共同企業体で入札参加を申請する者は、各構成員は告示日から平成19年8月6日まで（奈良市の休日を定める条例に規定する市の休日を除く。）の午前9時から午後5時まで（正午から午後1時までを除く。）に、制限付一般競争入札参加申請書を監理課（場合によっては閲覧室）に持参してください。

その後、特定建設工事共同企業体として平成19年8

3 供用を開始する排水施設の位置

月7日から平成19年8月10日まで（奈良市の休日を定める条例に規定する市の休日を除く。）の午前9時から午後5時まで（正午から午後1時までを除く。）に、奈良市総務部監理課に(1)の書類を持参してください。

9 入札参加資格の審査及び決定

(通常の単体での参加者)

(1) 審査機関

入札参加を申請する者の参加資格は、奈良市建設工事入札参加者等審査会が審査します。入札参加決定通知後において、入札参加不適格要件が判明した場合は、入札参加できません。

(2) 入札参加者の決定通知

平成19年8月7日までに入札参加申請者に通知します。
(特定建設工事共同企業体での参加者)

(1) 審査機関

入札参加を申請する者の参加資格は、奈良市建設工事入札参加者等審査会が審査します。入札参加決定通知後において、入札参加不適格要件が判明した場合は、入札参加できません。

(2) 入札参加者の決定通知

平成19年8月21日までに共同企業体の代表者に通知します。

10 その他

- (1) その他の詳細は、入札者心得によります。
- (2) 上記に定めのないものは、地方自治法施行令及び奈良市契約規則によります。
- (3) 問い合わせ先
奈良市二条大路南一丁目1番1号
奈良市総務部監理課
電話 0742-34-4743

別表省略

(平成19年8月1日掲示済)

奈良市告示第426号

公共下水道の供用及び下水の処理を開始するので、下水道法（昭和33年法律第79号）第9条の規定に基づき次のとおり公示します。

その関係図書は、平成19年8月1日から2週間、本市建設部下水道室下水道管理課に備え置いて縦覧に供します。
平成19年8月1日

奈良市公共下水道管理者
奈良市長 藤原 昭

- 1 公共下水道の供用及び下水の処理を開始する年月日
平成19年8月15日
- 2 公共下水道の供用及び下水の処理を開始する区域
奈良市鳥見町一丁目、西千代ヶ丘三丁目、三碓六丁目、押熊町、東登美ヶ丘一丁目、赤膚町、五条西一丁目、五条三丁目及び七条西町一丁目の各一部

管 渠 番 号

起 点

終 点

鳥見第3幹線-15	奈良市鳥見町一丁目19	奈良市鳥見町一丁目19
杣川幹線-38	奈良市西千代ヶ丘三丁目2087-452	奈良市西千代ヶ丘三丁目2106-7
帝塚山南幹線-54	奈良市三碓六丁目1118	奈良市三碓六丁目1118
中登美ヶ丘幹線-28	奈良市押熊町2123-4	奈良市押熊町2123-1
中登美ヶ丘幹線-29	奈良市押熊町2123-1	奈良市押熊町2123-1
中登美ヶ丘幹線-30	奈良市押熊町2123-1	奈良市押熊町2123-1
東登美ヶ丘幹線-33	奈良市東登美ヶ丘一丁目2239-1	奈良市東登美ヶ丘一丁目2269-249
東登美ヶ丘幹線-34	奈良市押熊町2268-1	奈良市押熊町2268-1
東登美ヶ丘幹線-35	奈良市押熊町2268-2	奈良市押熊町2268-2
五条幹線-204	奈良市赤膚町1143-3	奈良市赤膚町1143-3
五条幹線-205	奈良市五条西一丁目1202-457	奈良市五条西一丁目1202-402
五条幹線-206	奈良市五条西一丁目1202-402	奈良市五条西一丁目1202-151
五条幹線-207	奈良市五条三丁目868-2	奈良市五条三丁目867-1
七条幹線-99	奈良市七条西町一丁目586-1	奈良市七条西町一丁目586-1

4 供用を開始する排水施設の合流式及び分流式の別
分流式

5 終末処理場の位置及び名称

大和郡山市額田部南町160番地 奈良県浄化センター
(平成19年8月1日揭示済)

奈良市告示第427号

障害者自立支援法（平成17年法律第123号）第59条第1項の規定による指定自立支援医療機関として平成19年8月1日付けで次のとおり指定したので告示します。

平成19年8月1日

奈良市長 藤原 昭

薬局の名称	薬剤師	所在地
サエラ薬局 登美ヶ丘店	真鍋 卷司	奈良市中登美ヶ丘六丁目 3-3 リコラス登美ヶ 丘A棟1F
ならまち薬局	大倉 弘嗣	奈良市川之上突抜町11- 1
ジャスコ奈良 店薬局	山口 壽子	奈良市西大寺東町二丁目 4-1

(平成19年8月1日揭示済)

奈良市告示第428号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2の規定により指定医療機関から事業を廃止した旨の届出がありましたので、同法第55条の2の規定により次のとおり告示します。

平成19年8月1日

奈良市長 藤原 昭

医療機関の名称	医療機関の所在地	廃止 年月日
安達耳鼻咽喉科	奈良市鶴舞東町2-26第2 岡田ビル2F	平成19年 6月30日
白菊薬局	奈良市鶴舞東町2-13	平成19年 6月30日
サエラ薬局学園 前店	奈良市学園北一丁目9-1 パラディ学園前II5F	平成19年 6月30日

(平成19年8月1日揭示済)

奈良市告示第429号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条の規定により医療機関を指定しましたので、同法第55条の2の規定により告示します。

平成19年8月1日

奈良市長 藤原 昭

医療機関の名称	医療機関の所在地	指 定 年月日
白菊薬局	奈良市鶴舞東町2-13V I V1階	平成19年 7月1日
サエラ薬局学園 前店	奈良市学園北一丁目9-1 パラディ学園前II5F	平成19年 7月1日

(平成19年8月1日揭示済)

奈良市告示第430号

奈良市社会福祉法人等による障害福祉サービス等利用者負担額軽減事業実施要綱を廃止する告示を次のように定める。

平成19年 8 月 1 日

奈良市長 藤 原 昭

奈良市社会福祉法人等による障害福祉サービス等利用者負担額軽減事業実施要綱を廃止する告示

奈良市社会福祉法人等による障害福祉サービス等利用者負担額軽減事業実施要綱（平成18年奈良市告示第706号）は、廃止する。

附 則

（施行期日）

- 1 この告示は、平成19年 8 月 1 日から施行する。
（経過措置）
- 2 この告示の施行の日前に提供された障害福祉サービス等については、この告示による廃止前の奈良市社会福祉法人等による障害福祉サービス等利用者負担額軽減事業実施要綱の規定は、この告示の施行後も、なおその効力を有する。

（平成19年 8 月 1 日揭示済）

奈良市告示第431号

奈良市営・コミュニティ住宅空家入居者を次のとおり募集します。

平成19年 8 月 1 日

奈良市長 藤 原 昭

次のとおり省略

（平成19年 8 月 1 日揭示済）

奈良市告示第432号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第 1 項第 4 号の規定による新設の事業計画のある道路を次のとおり指定したので告示します。

平成19年 8 月 2 日

奈良市長 藤 原 昭

- 1 指定年月日
平成19年 8 月 2 日
- 2 指定した道路の名称
国道308号
- 3 指定した道路の区域
起点側地名及び地番 奈良市菅原町45番地
終点側地名及び地番 奈良市菅原町26番地の 4 の一部
- 4 指定した道路の幅員
48m～54m
- 5 指定した道路の延長
91m

（平成19年 8 月 2 日揭示済）

奈良市告示第433号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第 3 項の規定により、開発行為に関する工事が完了したことを次のとおり公告します。

なお、当該開発区域を表示した図書は、奈良市都市整備部開発指導課において一般の閲覧に供します。

平成19年 8 月 2 日

奈良市長 藤 原 昭

- 1 許可の年月日及び番号
平成19年6月22日 奈良市指令都整開 第07A－ 8 号
- 2 検査済証の交付年月日及び番号
開発行為 平成19年 8 月 2 日 第1065号
- 3 開発区域に含まれる地域
奈良市菅原町48番地、49番地の 1、52番地の 1 及び52番地の 3
- 4 開発許可を受けた者の住所及び氏名
奈良市菅原町455番地の 4
池 澤 由 春

（平成19年 8 月 2 日揭示済）

奈良市告示第434号

奈良市自転車等の安全利用に関する条例（昭和59年奈良市条例第23号）第 9 条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第10条第 1 項の規定により告示します。

平成19年 8 月 2 日

奈良市長 藤 原 昭

- 1 移動理由
自転車等放置禁止区域に放置されていたため。
- 2 移動年月日
平成19年 8 月 2 日
- 3 移動対象区域
近鉄高の原駅周辺自転車等放置禁止区域
- 4 保管場所
奈良市大安寺西二丁目288－ 1
奈良市自転車等保管施設
- 5 引取期間
移動日から60日間。ただし、奈良市の休日を定める条例（平成元年奈良市条例第 3 号）第 1 条第 1 項に規定する市の休日（毎月の第 2 及び第 4 土曜日を除く。）を除く。
- 6 引取時間
午前 9 時から午後 4 時30分まで
- 7 引取りのための必要事項
 - (1) 印鑑、自転車等の鍵並びに住所及び氏名を確認できるもの（学生証・運転免許証・保険証等）をお持ちください。
 - (2) 次のとおり移動及び保管に要した費用を徴収します。

ア 移動費	自転車	2,000円
	原動機付自転車	4,000円
イ 保管費	1,000円	（ただし、移動日から14日以内は無料）
- 8 連絡先
奈良市市民生活部市民安全室地域安全課
電話0742－34－1111代表

（平成19年 8 月 2 日揭示済）

奈良市告示第435号

奈良市住居表示に関する条例（昭和42年奈良市条例第21号）第3条の規定により、次のとおり住居番号をつけたので、同条例第3条第4項の規定により告示します。

平成19年8月3日

奈良市長 藤原 昭

次のとおり省略

（平成19年8月3日揭示済）

奈良市告示第436号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第55条において準用する同法第49条の規定により施術者の指定をしましたので、同法第55条の2の規定により次のとおり告示します。

平成19年8月3日

奈良市長 藤原 昭

指定施術者の氏名		施術の種類	指 定 年月日
施術所の 名 称	施術所の 所 在 地		
市川 圭一		あんま	平成19年 7月30日
朱雀針灸接骨 院（東川和広、 市川圭一）	奈良市朱雀三 丁目4-18		

（平成19年8月3日揭示済）

奈良市告示第437号

奈良市自転車等の安全利用に関する条例（昭和59年奈良市条例第23号）第9条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第10条第1項の規定により告示します。

平成19年8月3日

奈良市長 藤原 昭

- 移動理由
自転車等放置禁止区域に放置されていたため。
- 移動年月日
平成19年8月3日
- 移動対象区域
近鉄新大宮駅周辺自転車等放置禁止区域
以下省略

（平成19年8月3日揭示済）

奈良市告示第438号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規

指定介護機関	
名称	所在地
開設者	
名称	主たる事務所の所在地

定により、開発行為に関する工事が完了したことを次のとおり公告します。

なお、当該開発区域を表示した図書は、奈良市都市整備部開発指導課において一般の閲覧に供します。

平成19年8月6日

奈良市長 藤原 昭

- 許可の年月日及び番号
平成19年7月12日 奈良市指令都整開 第07A-12号
- 検査済証の交付年月日及び番号
開発行為 平成19年8月6日 第1066号
- 開発区域に含まれる地域
奈良市中町3733番地の1、3733番地の2、3733番地の3及び3733番地の4
- 開発許可を受けた者の住所及び氏名
奈良市杉ヶ町86番地8
田村 耕一
生駒郡平群町椿井801番地1
中島 清次

（平成19年8月6日揭示済）

奈良市告示第439号

奈良市自転車等の安全利用に関する条例（昭和59年奈良市条例第23号）第9条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第10条第1項の規定により告示します。

平成19年8月6日

奈良市長 藤原 昭

- 移動理由
自転車等放置禁止区域に放置されていたため。
- 移動年月日
平成19年8月6日
- 移動対象区域
近鉄西大寺駅周辺及び近鉄平城駅周辺自転車等放置禁止区域
以下省略

（平成19年8月6日揭示済）

奈良市告示第440号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第4項の規定において準用する同法第50条の2の規定により指定介護機関から事業を休止した旨の届出がありましたので、同法第55条の2の規定により次のとおり告示します。

平成19年8月6日

奈良市長 藤原 昭

休止した施設又は休止した事業の種類

休止年月日

近鉄スマイルサプライ奈良支店	奈良市あやめ池北一丁目 9－1	居宅 福祉用具貸与 居宅 特定福祉用具販売	平成19年 7 月31日 平成19年 7 月31日
近鉄スマイルサプライ株式会社	大阪市天王寺区上本町6－ 1－55	介護予防 特定介護予防福祉用具販売 介護予防 福祉用具貸与	平成19年 7 月31日 平成19年 7 月31日

(平成19年 8 月 6 日揭示済)

奈良市告示第441号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2 第4項
の規定において準用する同法第50条の2の規定により指定

介護機関から事業を廃止した旨の届出がありましたので、
同法第55条の2の規定により次のとおり告示します。

平成19年 8 月 6 日

奈良市長 藤 原 昭

指定介護機関		廃止した施設又は廃止した事業の種類	廃止年月日
名称	所在地		
開設者			
名称	主たる事務所の所在地		
有限会社介護のみき新大宮店	奈良市大宮町六丁目 4－13コーポオオミヤ205	居宅 訪問介護 介護予防 訪問介護	平成19年 7 月31日 平成19年 7 月31日
有限会社介護のみき新大宮店	奈良市大宮町 6－4－13コーポオオミヤ205号		
白菊薬局	奈良市鶴舞東町 2－13	居宅 居宅療養管理指導 介護予防 居宅療養管理指導	平成19年 6 月30日 平成19年 6 月30日
有限会社白菊調剤薬局	奈良県奈良市鶴舞東町 2－13		

(平成19年 8 月 6 日揭示済)

奈良市告示第442号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2 第1項
の規定により、同法による介護扶助を担当する機関を次の

とおり指定しましたので、同法第55条の2の規定により告
示します。

平成19年 8 月 6 日

奈良市長 藤 原 昭

指定介護機関		施設又は実施する事業の種類	指定年月日
名称	所在地		
開設者			
名称	主たる事務所の所在地		
介護のみき新大宮店	奈良市大宮町六丁目 4－13 コーポ・オオミヤ205号	居宅 訪問介護 介護予防 訪問介護	平成19年 8 月 1 日 平成19年 8 月 1 日
有限会社 介護のみき 香芝市店	奈良県香芝市西真美一丁目 4－4 ラ・モール西真美		
白菊薬局	奈良市鶴舞東町 2－13V I V 1 階	居宅 居宅療養管理指導 介護予防 居宅療養管理指導	平成19年 7 月 1 日 平成19年 7 月 1 日
株式会社 リオール	大阪府大阪市西区南堀江一 丁目18番20号		
新大宮デイサービス	奈良市大宮町三丁目 4－18	居宅 通所介護 介護予防 通所介護	平成19年 6 月 1 日 平成19年 6 月 1 日
春季トレーディング有 限会社	奈良県奈良市大宮町三丁目 4－18		

(平成19年 8 月 6 日揭示済)

奈良市告示第443号

奈良市自転車等の安全利用に関する条例（昭和59年奈良市条例第23号）第 9 条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第10条第 1 項の規定により告示します。

平成19年 8 月 7 日

奈良市長 藤 原 昭

1 移動理由

自転車等放置禁止区域に放置されていたため。

2 移動年月日

平成19年 8 月 7 日

3 移動対象区域

近鉄高の原駅周辺自転車等放置禁止区域

以下省略

(平成19年 8 月 7 日揭示済)

奈良市告示第444号

平成19年度国民健康保険料決定通知書を郵送しましたが、その送達を受けるべき者の住所等が不明のため送達することができないので奈良市国民健康保険条例（昭和34年奈良市条例第13号）第22条において準用する地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の 2 の規定により、次のとおり公示送達します。

なお、この公示送達に係る関係書類は、奈良市市民生活部国保年金課で保管し、送達を受けるべき者から交付の申し出があればいつでも交付します。

平成19年 8 月 8 日

奈良市長 藤 原 昭

1 この通知書の送達年月日	平成19年 6 月15日		
2 この公示送達により変更する納期限	変 更 前	第 1 期分 平成19年 7 月 2 日	第 6 期分 平成19年11月30日
		第 2 期分 平成19年 7 月31日	第 7 期分 平成19年12月28日
		第 3 期分 平成19年 8 月31日	第 8 期分 平成20年 1 月31日
		第 4 期分 平成19年10月 1 日	第 9 期分 平成20年 2 月29日
		第 5 期分 平成19年10月31日	第10期分 平成20年 3 月31日
2 この公示送達により変更する納期限	変 更 後	第 1 期分 平成19年 8 月31日	第 6 期分 平成19年11月30日
		第 2 期分 平成19年 8 月31日	第 7 期分 平成19年12月28日
		第 3 期分 平成19年 8 月31日	第 8 期分 平成20年 1 月31日
		第 4 期分 平成19年10月 1 日	第 9 期分 平成20年 2 月29日
		第 5 期分 平成19年10月31日	第10期分 平成20年 3 月31日
3 送達を受けるべき者	別紙公示送達名簿に記載		

別紙省略

(平成19年 8 月 8 日揭示済)

奈良市告示第445号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第 3 項の規定により、開発行為に関する工事が完了したことを次のとおり公告します。

なお、当該開発区域を表示した図書は、奈良市都市整備部開発指導課において一般の閲覧に供します。

平成19年 8 月 8 日

奈良市長 藤 原 昭

1 許可の年月日及び番号

平成19年 7 月11日 奈良市指令都整開 第07A－17号

2 検査済証の交付年月日及び番号

開発行為 平成19年 8 月 8 日 第1067号

3 開発区域に含まれる地域

奈良市藤原町153番地の 1 の一部及び153番地の 2

4 開発許可を受けた者の住所及び氏名

奈良市古市町1603番地 市営住宅145号

池田 勇

天理市田部町296番地

今田 敏夫

奈良市左京一丁目18番 1

大橋 忠

(平成19年 8 月 8 日揭示済)

奈良市告示第446号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第 1 項第 5 号の規定による道路の位置を次のとおり指定したので建築基準法施行規則（昭和25年建設省令第40号）第10条の規定により公告します。

平成19年 8 月 8 日

奈良市長 藤 原 昭

申請者住所	東大阪市稲田本町三丁目 6 番24号
申請者氏名	株式会社 神名 代表取締役 大浦 一憲
道路の位置	奈良市神殿町409番 1
道路の幅員	最大6.00m 最小6.00m
道路の延長	43.05m
指定年月日	平成19年 8 月 8 日
指 定 番 号	第19009号

(平成19年 8 月 8 日揭示済)

奈良市告示第447号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第 3 項の規定により、開発行為に関する工事が完了したことを次のとおり公告します。

なお、当該開発区域を表示した図書は、奈良市都市整備部開発指導課において一般の閲覧に供します。

平成19年 8 月10日

奈良市長 藤 原 昭

- 許可の年月日及び番号
平成19年 4 月27日 奈良市指令都整開 第07 A - 3 号
平成19年 5 月22日 奈良市指令都整開 第07 A - 3 - 1 号
- 検査済証の交付年月日及び番号
開発行為 平成19年 8 月10日 第1068号
- 開発区域に含まれる地域
奈良市中町2514番地
- 開発許可を受けた者の住所及び氏名
奈良市中町2516番地第一建設 K K 内
堀田 澄江

(平成19年8月10日揭示済)

奈良市告示第448号

奈良市自転車等の安全利用に関する条例（昭和59年奈良市条例第23号）第 9 条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第10条第 1 項の規定により告示します。

平成19年 8 月10日

奈良市長 藤 原 昭

- 移動理由
自転車等放置禁止区域に放置されていたため。
- 移動年月日
平成19年 8 月10日
- 移動対象区域
近鉄高の原駅周辺自転車等放置禁止区域
以下省略

(平成19年 8 月10日揭示済)

奈良市告示第449号

奈良市自転車等の安全利用に関する条例（昭和59年奈良市条例第23号）第10条第 3 項の規定により利用者又は所有者から引取りのない自転車等を次のとおり処分しますので、奈良市自転車等の安全利用に関する条例施行規則（昭和59年奈良市規則第35号）第 5 条の規定により告示します。

平成19年 8 月13日

奈良市長 藤 原 昭

- 処分の根拠
移動日から60日経過したにもかかわらず、引取りがないため。
- 処分対象自転車等の保管場所
奈良市大安寺西二丁目288 - 1
奈良市自転車等保管施設
- 処分年月日
平成19年 8 月27日
- 処分対象自転車等の移動年月日
平成19年5月7日から同月10日まで、同月15日から同月18日まで、同月21日から同月24日まで。

(平成19年 8 月13日揭示済)

奈良市告示第450号

平成19年奈良市告示第185号（予防接種の実施）の一部を次のように改正する。

平成19年 8 月13日

奈良市長 藤 原 昭

次のよう省略

(平成19年 8 月13日揭示済)

奈良市告示第451号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第 3 項の規定により、開発行為に関する工事が完了したことを次のとおり公告します。

なお、当該開発区域を表示した図書は、奈良市都市整備部開発指導課において一般の閲覧に供します。

平成19年 8 月13日

奈良市長 藤 原 昭

- 許可の年月日及び番号
平成19年 7 月24日 奈良市指令都整開 第07 A - 19号
- 検査済証の交付年月日及び番号
開発行為 平成19年 8 月13日 第1069号
- 開発区域に含まれる地域

奈良市白毫寺町572番地の 1 及び572番地の 9
4 開発許可を受けた者の住所及び氏名
奈良市三条栄町12-10-213
辻本 賢司
奈良市柏木町598-3
森本 勝人
(平成19年 8 月13日揭示済)

奈良市告示第452号

奈良市自転車等の安全利用に関する条例（昭和59年奈良市条例第23号）第 9 条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第10条第 1 項の規定により告示します。

平成19年 8 月14日

奈良市長 藤 原 昭

- 移動理由
自転車等放置禁止区域に放置されていたため。
- 移動年月日
平成19年 8 月14日
- 移動対象区域
近鉄奈良駅周辺自転車等放置禁止区域
以下省略
(平成19年 8 月14日揭示済)

訓 令 甲**奈良市訓令甲第14号**庁 中 一 般
関 係 各 所

奈良市事務専決規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成19年 8 月 8 日

奈良市長 藤 原 昭

奈良市事務専決規程の一部を改正する訓令

奈良市事務専決規程（平成14年奈良市訓令甲第 1 号）の一部を次のように改正する。

第 4 条第 1 項保健所長の部分の第 4 号中「支給認定」の次に「及び同法第58条第 1 項に基づくその支払いに係る支出負担行為の決定」を加え、同部分中第 9 号を削り、第 8 号を第 9 号とし、第 7 号を第 8 号とし、第 6 号の次に次の 1 号を加える。

(7) 児童福祉法第21条の 5 に基づく小児慢性特定疾患治療研究事業による医療費の給付

附 則

この訓令は、平成19年 8 月 8 日から施行する。

(平成19年 8 月 8 日揭示済)

監 査**奈良市監査委員告示第14号**

地方自治法第199条第12項の規定により、監査の結果に

基づき措置を講じた旨の通知があったので、次のとおり公表します。

平成19年 8 月 2 日

奈良市監査委員 吉 田 肇
同 中和田 守
同 幾 田 邦 夫
同 高 杉 美根子

納税課

監査結果公表日 平成19年 6 月29日（奈良市監査委員告示第13号）

措置結果通知日 平成19年 7 月 9 日

[監査の結果]	[措置の内容]
市税の滞納繰越分の収入未済額は、監査時において4,799,477,507円となっている。その主なものは、固定資産税2,404,013,238円、市民税（個人）1,118,305,278円、特別土地保有税 679,022,719 円である。 前回の定期監査時に比べ減額となっているが、今後とも収入未済の解消に向け、一層の徴収努力を要望する。	・新規滞納の抑制を図るため、平成18年11月より民間活力を導入し「納税呼びかけセンター」を設置し、平日はもとより休日・夜間と時間帯を変え電話催告を実施し収納率向上に努める。 ・滞納防止及び滞納税の完全徴収を目指し、文書、電話催告や訪問徴収を実施し納付に応じない滞納者に対しては、給与、預貯金等の財産の差押えを実施するとともに、年末、年度末、出納閉鎖時期を徴収強化月間と位置づけ、休日、夜間に電話及び臨戸訪問等を実施し、徴収率の向上に努める。

介護総務課

監査結果公表日 平成19年 6 月29日（奈良市監査委員告示第13号）

措置結果通知日 平成19年 7 月10日

[監査の結果]	[措置の内容]
介護保険料（第 1 号被保険者）の滞納繰越分の収入未済額は、監査時において88,422,756円となっている。 今後とも負担の公平性を確保するため、収入未済の解消に向け、一層の徴収努力を要望する。	介護保険料（第 1 号被保険者）の滞納繰越分の収入未済額については、監査時以降1,015,100円収納した。 今後においても、介護保険法第66条、第67条、第69条に規定する給付制限措置を講じるとともに電話催告・訪問徴収の強化により収納率の向上に努める。

(平成19年 8 月 2 日揭示済)

公 営 企 業**奈良市水道局告示第27号**

次のとおり一般競争入札に付しますので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の 6 第 1 項及び奈良

市水道事業契約に関する規程（平成 9 年奈良市水道局管理規程第 4 号）において準用する奈良市契約規則（昭和40年奈良市規則第43号。以下「奈良市契約規則」という。）第 2 条の規定により公告します。

平成19年 8 月 1 日

奈良市水道事業管理者
中 尾 一 郎

1 入札に付する事項

送・配水管工事、市内芝辻町一丁目・佐紀町地内ほか 4 件（工事の種別、工事番号、工事名称、工事場所、工期、工事概要、予定価格及び最低制限基準価格は別表のとおり）

2 入札に参加する者に必要な資格に関する事項

- (1) 平成19年度において水道局が発注する建設工事の請負契約に係る一般競争入札参加資格者であること。
(2) 本市に本店を有し、別表の参加資格に掲げる業種の許可を取得している建設業者であること。
(3) 工事ごとに別表の参加資格に掲げる建設業法（昭和24年法律第100号）の規定による総合評定値通知書の総合評定値及び区分に該当する者であること。
(4) 地方自治法施行令第167条の 4 の規定に該当しない者であること。
(5) 水道局の指名停止措置要領に基づく指名停止期間中でないこと。

ただし、官公需適格組合とその組合員とは、同一の入札において同時に入札参加資格者となることができない。

3 設計図書等を示す日時及び場所

(1) 日時

告示日から各工事の入札日前日まで（奈良市の休日を定める条例（平成元年奈良市条例第 3 号）に規定する市の休日を除く。）の午前 9 時から午後 4 時まで（正午から午後 1 時までを除く。）

(2) 場所

水道局 1 階ロビー入札図書閲覧コーナー

4 入札の場所

水道局 4 階 大会議室（北側）

5 入札の日時

別表のとおり

6 入札保証金に関する事項

入札に際しては、奈良市契約規則第 4 条に定める所定の入札保証金を納めなければならない。ただし、同条第 2 項第 2 号に該当する場合は、これを免除します。

7 郵便入札に関する事項

(1) 入札書の郵送方法 一般書留、簡易書留又は配達記録郵便

(2) 入札書の到達期限 水道局が指定する日

(3) 入札書の送付先 奈良市役所内郵便局留

(4) 郵便入札の無効

ア 入札に参加する資格のない者がした入札

イ 入札保証金を必要とする場合において、入札保証金を納付したことを確認できる書類の同封がされて

いない入札

ウ 同一の入札参加者が 2 通以上の入札書を提出した入札

エ 入札書に記名押印のない入札

オ 入札金額を訂正した入札

カ 入札書に工事件名のない、又は間違いのある入札

キ 入札金額その他重要事項の記載が不明確な入札

ク 直接業務部経理課に持参するなど郵便入札の方法によらない入札書等、期限までに到達しなかった入札書等又は必要書類が同封されていない入札書

8 入札参加申請

入札参加を申請する者は、告示日から平成19年 8 月 6 日まで（奈良市の休日を定める条例に規定する市の休日を除く。）の午前 9 時から午後 5 時まで（正午から午後 1 時までを除く。）に、制限付一般競争入札参加申請書を経理課に持参してください。

9 入札参加資格の審査及び決定

(1) 審査機関

入札参加を申請する者の参加資格は、奈良市水道局建設工事入札参加者等審査会が審査します。入札参加決定通知後において、入札参加不適格要件が判明した場合は、入札参加できません。

(2) 入札参加者の決定通知

平成19年 8 月 7 日までに入札参加申請者に通知します。

10 その他

(1) その他の詳細は、入札者心得によります。

(2) 上記に定めのないものは、地方自治法施行令及び奈良市契約規則によります。

(3) 問い合わせ先

奈良市法華寺町264番地 1

奈良市水道局業務部経理課入札係

電話 0742-34-5200（内線）223

別表省略

（平成19年 8 月 1 日掲示済）

奈良市水道局告示第28号

奈良市水道局指定給水装置工事事業者規程（平成10年奈良市水道局管理規程第 7 号）第 4 条第 1 項の規定により奈良市水道局指定給水装置工事事業者を指定したので、同規程第10条の規定により次のとおり公示します。

平成19年 8 月 7 日

奈良市水道事業管理者
中 尾 一 郎

名称	代表者氏名	所在地	指定日
株式会社フタバエンジニアリング	代表取締役 大塚 雅夫	大阪府枚方市長尾西町二丁目51番 2 号	平成19年 7 月25日
岡田設備	岡田 誠	奈良市北椿尾町32番地	平成19年 7 月30日

(平成19年8月7日揭示済)

選挙管理委員会**奈良市選挙管理委員会告示第65号**

平成19年9月2日に本市の選挙人名簿に登録する者の氏名、住所及び生年月日を記載した書面を、平成19年9月3日から平成19年9月7日までの間、毎日午前8時30分から午後5時まで、次の場所で縦覧に供します。

平成19年8月10日

奈良市選挙管理委員会
委員長 吉田勝二

縦覧場所

奈良市二条大路南一丁目1番1号
奈良市役所 北棟3階
選挙管理委員会事務局内

(平成19年8月10日揭示済)

奈良市選挙管理委員会告示第66号

本市の在外選挙人名簿に登録した者の氏名、経由領事官の名称、最終住所及び生年月日を記載した書面を、平成19年9月3日から平成19年9月7日までの間、毎日午前8時30分から午後5時まで、次の場所で縦覧に供します。

平成19年8月10日

奈良市選挙管理委員会
委員長 吉田勝二

縦覧場所

奈良市二条大路南一丁目1番1号
奈良市役所 北棟3階
選挙管理委員会事務局内

(平成19年8月10日揭示済)

農業委員会**奈良市農業委員会告示第12号**

奈良市農業委員会平成19年8月農政部会の会議を下記のとおり招集しますので、奈良市農業委員会部会会議規則(昭和32年農業委員会告示第4号)第3条第1項の規定により告示します。

平成19年8月3日

奈良市農業委員会
農政部長 井岡 勳

- 1 日時
平成19年8月10日(金)午後2時
- 2 場所
奈良市二条大路南一丁目1番1号
奈良市役所 北棟6階 第22会議室
- 3 議題
 - (1) 農政部会の活動について
 - (2) ならアグリ・ジャンプアップ活動の推進について
 - (3) 遊休農地・耕作放棄地の実態調査計画(案)について

て

(平成19年8月3日揭示済)

奈良市農業委員会告示第13号

奈良市農業委員会平成19年8月農地部会の会議を下記のとおり招集しますので、奈良市農業委員会部会会議規則(昭和32年農業委員会告示第4号)第3条第1項の規定により告示します。

平成19年8月7日

奈良市農業委員会
農地部長 大門善之助
記

- 1 日時
平成19年8月14日(火)午後1時30分
- 2 場所
奈良市二条大路南一丁目1番1号
奈良市役所 北棟5階 第21会議室
- 3 審議案件
 - (1) 農地法(昭和27年法律第229号)第3条、第4条及び第5条に関する許可申請及び届出について
 - (2) 農地法施行規則第5条第1号に該当する転用の届出について
 - (3) 生産緑地に係る農業の主たる従事者等に関する証明について
 - (4) 相続税の納税猶予に係る特例農地等の利用状況確認について
 - (5) 農地法第20条第6項の規定による通知の受理について
 - (6) 生産緑地法第13条の規定による生産緑地の取得のあつせん結果について
 - (7) 生産緑地法第13条の規定による生産緑地の取得のあつせんについて
 - (8) 許可・受理の取消しについて
 - (9) 許可申請・届出の取下げについて
 - (10) 知事許可について(7月許可分)
 - (11) 非農地証明について(7月分)

(平成19年8月7日揭示済)